

単価契約仕様書

1 件名

令和8年度 統括用品封筒長形3号 買入（単価契約）

2 納入場所

約1,000か所の本市施設等のうち本市指定場所

3 契約期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

4 品名・予定数量

用品番号	品名	単位	予定数量 ※	梱包
12101	封筒長形3号・ 名なし・直送	箱 (1,000枚/箱)	821箱	・1束を100枚帯封とし、10 束ごとにダンボール箱に梱包 ・ダンボール箱に用品番号、 品名を表記

※ 予定数量については、過去の納入実績を参考に算出したものであり、発注数量を確約する
ものではない。また、過不足の保証も行わない。

5 仕様

- (1) 形状 封筒は隅貼りをすること。
- (2) 紙質 再生紙サラシクラフト 54kg
- (3) 紙色 白
- (4) 印色 広告部分を含め1色（グリーン）
- (5) 印刷方法 広告部分を含めオフセット印刷
- (6) その他 「大阪市グリーン調達方針」に適合すること。

（<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>）

量産前に必ず担当者の校正を受けること。

詳細については、見本を参照すること。

(7) 印刷内容

【封筒内面】

- 市章を印刷すること。

【封筒表面】

○ スローガン

- 表面左底部に、本市が指定するスローガンを印刷すること。
スローガンは複数あり、印刷するスローガンについては、印刷枚数や時期を含め、本市と協議のうえ、順次変更していくこと。

【封筒裏面】

○ 注意喚起文

- 裏面封入部分に、本市が指定する注意喚起文を印刷すること。
(例)「封入前に個人情報と送付先を再確認！」

○ 広告の印刷

- 封筒裏面に本市が提供する広告データを用いて広告を印刷すること。
- 広告掲載者については、本市が別途選定し、年度中において数回の入れ替えを行う。(入替の目安 20 万枚毎)
- 掲載する広告がない場合は、次の文を記載すること。

「この面に掲載する広告を募集しています。広告枠サイズ：縦 24 cm × 横 15 cm 詳しくは、大阪市会計室ホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kaikei/page/0000171100.html>」

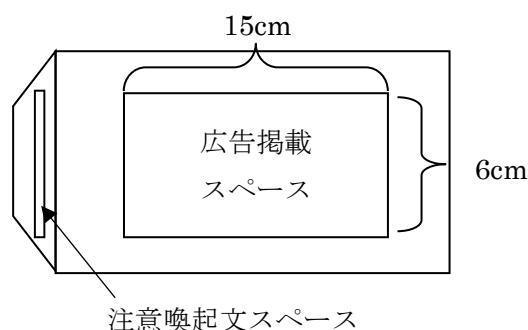
○ 広告枠

- 縦 6 cm × 横 15cm の範囲内で設定する。

○ 広告欄記載の注意事項

- 広告スペースの枠外付近に、本市が指定する文を記載すること。
(例)「上記枠は広告スペースです。広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。大阪市では、印刷物や公共施設等を広告媒体として提供する事業を行っています。市民の皆様の大切な資産を活用することで得られた広告料収入は、市政の財源として有効に役立てられます。
(広告掲載のお問合せは、大阪市会計室会計企画担当 06-6208-8481 まで)」

○ 封筒裏面のイメージ



6 契約方法

1 箱あたりの単価契約とする。

7 発注及び納入期限

「発注書」により、月1回程度（契約期間中概ね12回）電子メール等で発注する。各納入場所への納品は発注日から10日以内に行うこと（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

8 その他

- (1) 落札者は、落札後速やかに、納入する製品について「5 仕様」が確認できる「資材確認票」及びオフセット印刷又はデジタル印刷の場合は「環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- (2) 納品完了後、「納品報告書」を担当者に提出すること。
- (3) 請求は、発注回ごとに納入した数量をとりまとめ、品目ごとの納入数量にそれぞれの単価契約金額を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その金額を切り捨てる）の合計額をそれぞれ請求できるものとする。
- (4) 搬入に際しては、建物管理者の指示に従うこと。
- (5) 納入先については、本市の都合により変更することがある。
- (6) 納入の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。

9 担当者

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市会計室会計企画担当 藤内 長島 藤田

TEL : 06-6208-8481 FAX : 06-6202-6970

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な業務執行に関する特記仕様書

大阪市（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、当該契約（以下、契約という）を締結するにあたり、平成18年4月1日に施行された「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の主旨をふまえ、次の各条文について、遵守すること。

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者及び受注者の役職員は、契約内容の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（会計室会計企画担当）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（会計室会計企画担当）へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の会計企画担当（連絡先：06-6208-8481）に報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求める。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課

自動車交通環境対策グループ

電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。